

ID: 276

担当部署: まちづくり部 住宅課

処分の概要	家賃の減額に要する費用の補助		
法令名 根拠条項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第15条		
法令番号	平成5年法律第52号		
【基準】 法第15条の規定による。 (家賃の減額に要する費用の補助) 第15条 地方公共団体は、認定事業者が、認定管理期間において、入居者の居住の安定を図るため特定優良賃貸住宅の家賃を減額する場合においては、当該認定事業者に対し、その減額に要する費用の一部を補助することができる。 2 国は、地方公共団体が前項の規定により補助金を交付する場合には、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その費用の一部を補助することができる。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日